

平成29年7月3日

神戸市規則第8号

神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成29年4月条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(地域団体)

第3条 条例第2条第9号に規定する規則で定める団体は、自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、防災福祉コミュニティその他の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体その他市長が必要と認める団体とする。

(大規模開発事業計画申出書の提出)

第4条 条例第5条第1項の規定による申出は、様式第1号による大規模開発事業計画申出書により行わなければならない。

2 条例第5条第1項ただし書の規則で定める要件は、次に掲げる開発事業（条例第2条第1号イの事業を除く。）であつて、開発事業区域が10ヘクタール未満のものであることとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第36条第3項に定める公告が既になされた開発行為に係る計画と同一性を有すると認められる新たな開発事業

(2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づく流通業務団地造成事業又は新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づく新住宅市街地開発事業その他の事業において、既に計画された内容を実現することを主な目的とする開発事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の地域に及ぼす影響が小さいと市長が

特に認める開発事業

(大規模開発事業の申出に係る期限の特例)

第5条 条例第5条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 次に掲げる手続のいずれかが継続している場合であって、市長にその旨の届出(条例第5条第2項に規定する期限までに行われた届出及び前回の当該届出の翌日から起算して1年を経過する日までに行われた届出に限る。次号において「期限内届出」という。)を行った日の翌日から起算して1年を経過していないとき。

ア 法に基づく都市計画の決定又は変更

イ 神戸市環境影響評価等に関する条例(平成9年10月条例第29号)第2条第1号の環境影響評価

ウ 文化財の調査であって市長が必要があると認めるもの

エ 関係行政庁との協議であって市長が必要があると認めるもの

(2) 条例第5条第1項の規定による申出に係る大規模開発事業が条例第2条第1号アの開発事業である場合であって、市長に当該大規模開発事業を継続する意思がある旨の期限内届出を行った日の翌日から起算して1年を経過しておらず、市長が特にやむを得ないものと認めるとき。

(開発事業審査申出書の様式等)

第6条 条例第6条第1項の開発事業審査申出書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 条例第2条第1号イに該当する事業を行おうとする場合において、開発事業区域内の宅地の所有権又は借地権を有する者の同意を得られているときは、その同意に関する調書を条例第6条第1項の開発事業審査申出書に添付しなければならない。

3 条例第6条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 土地の区画形質の変更がないことが明らかな場合

(2) 当該事業に係る開発行為が法第29条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第11号までのいずれかに該当することが明らかな場合

(集合住宅建設事業審査申出書の様式)

第7条 条例第6条第2項の集合住宅建設事業審査申出書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(開発事業の審査の申出に係る期限の特例)

第8条 条例第6条第5項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 次に掲げる手続のいずれかが継続している場合であって、市長にその旨の届出(条例第6条第5項本文に規定する期限までに行われた届出及び前回の当該届出の翌日から起算して1年を経過する日までに行われた届出に限る。次号において「期限内届出」という。)を行った日の翌日から起算して1年を経過していないとき。

ア 法に基づく都市計画の決定又は変更

イ 神戸市環境影響評価等に関する条例第2条第1号の環境影響評価

ウ 文化財の調査であって市長が必要があると認めるもの

エ 関係行政庁との協議であって市長が必要があると認めるもの

(2) 条例第6条第1項の規定による申出に係る開発事業が条例第2条第1号ア又はウの開発事業である場合であって、市長に当該開発事業を継続する意思がある旨の期限内届出を行った日の翌日から起算して1年を経過しておらず、市長が特にやむを得ないものと認めるとき。

(標識の設置)

第9条 条例第8条第1項の規則で定める標識は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める様式による標識であって、容易に破損しないものとする。

(1) 条例第2条第1号アの事業 様式第4号

(2) 条例第2条第1号イの事業 様式第5号

(3) 条例第2条第1号ウの事業 様式第6号

2 条例第8条第2項の規定による届出は、書面により行わなければならない。

3 条例第8条第3項の規定による提出は、記載事項を変更した後の標識の写真を変更届出書に添付することにより、記載事項を変更した後速やかに行わなければならない。

(住民説明)

第10条 条例第9条第1項の規則で定める方法は、同項各号に規定する住民を対象として行う説明会又は戸別訪問その他市長が認める方法とする。

2 条例第9条第1項の規則に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開発事業区域の位置、形状及び面積
- (2) 開発事業区域内の土地の利用に関する事項
- (3) 予定建築物等に関する事項
- (4) 公共施設等に関する事項
- (5) 宅地造成に関する事項
- (6) 排水計画に関する事項
- (7) 開発事業の工事に関する事項

3 条例第9条第3項の住民説明報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

4 条例第9条第4項の閲覧は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める日まで、市長が定める場所において行うものとする。

- (1) 条例第2条第1号アの事業 当該事業の工事完了の日
- (2) 条例第2条第1号イ又はウの事業 当該事業について条例第13条の開発承認を受けた日

5 開発事業の計画の変更のうち、次に掲げる変更を含まないものについては、条例第7条第2項ただし書又は条例第14条第3項ただし書の規定により住民説明を行わないことができる。

- (1) 開発事業区域の増加のうち市長が必要と認めるもの
- (2) 開発事業区域の外周付近における公共施設等の新設又は配置若しくは形状の変更のうち市長が必要と認めるもの
- (3) 予定建築物等の用途の変更
(公共施設等の管理者等との協議)

第11条 条例第12条第1項の規定による協議を行おうとするときは、様式第8号による開発事業協議依頼書に、市長が必要と認める図書を添付して、当該公共施設等の管理者等に提出しなければならない。

2 条例第12条第1項第11号の規則で定める公益的施設その他の施設は、次に掲

げる施設とする。

- (1) 保育所及び幼保連携型認定こども園
- (2) 児童館
- (3) 地域福祉センター
- (4) 交通施設
- (5) 集会所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、開発事業により築造される施設で市長が認めるもの
(開発承認の申請)

第12条 条例第13条第2項の規定による申請は、様式第9号による開発事業承認申請書により行わなければならない。

(図書の閲覧)

第13条 条例第13条第8項の閲覧は、市長が条例第13条第3項の規定による通知をした日の翌日から、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の公告の日又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2の規定による閲覧を開始する日（開発事業を廃止した場合又は条例第31条の規定により開発承認若しくは変更承認を取り消した場合にあっては、当該廃止に係る届出の日又は当該取消しの日）までの間、開発事業承認申請書及び土地利用計画図を市長が指定する場所で閲覧する方法により行うものとする。

(開発事業の変更承認の申請)

第14条 条例第14条第2項の申請は、様式第10号による開発事業変更承認申請書により行わなければならない。

(開発事業の変更承認の特例)

第15条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める変更とする。

- (1) 条例第2条第1号アの事業に係る変更 次に掲げる変更
 - ア 予定建築物等の敷地の形状の変更（敷地の規模の10分の1以上の増減又は敷地の規模が1,000平方メートル以上のものは除く。）
 - イ 開発事業者又は工事施行者の氏名又は名称の変更

ウ 工事の着手予定日又は完了予定日の変更

エ 分筆等による地番の変更

オ 開発事業の計画に係る設計者の変更

カ アからオまでに掲げるものと同程度に軽微であると市長が認める変更

(2) 条例第2条第1号イの事業に係る変更 設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

(3) 条例第2条第1号ウ、エ又はオの事業に係る変更 第1号イからカまでに掲げる変更

2 条例第14条第4項の規定による提出は、当該変更が生じた後速やかに、行わなければならない。

(土砂災害のおそれのある地区に関する報告)

第16条 条例第15条第3項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面又は図書を提出することにより行わなければならない。

(1) 開発事業区域及び当該区域における土砂災害のおそれのある地区の調査結果

(2) 調査結果に基づき策定した防災に資する計画及び対策

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(公共施設の引継ぎ等)

第17条 条例第24条の本市への引継ぎその他必要な措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 開発事業に伴い整備された公共施設等（その管理のために必要な用地を含む。以下この条において同じ。）の所有権の本市（条例第19条第4項又は条例第38条の規定により定めたときは、その者）への帰属その他の引継ぎ

(2) 市長が定める基準による公共施設等の管理上必要な通路の引継ぎ

(3) 条例第12条第1項の協議により公共施設等の帰属先を決めた場合にあっては、市長が定める基準による開発事業者等が行うべき管理（それに必要な協定の締結その他の必要な手続を含む。）その他の必要な措置

(工事の着手の届出)

第18条 条例第26条の規定による届出は、書面により行わなければならない。

(事業の一体性)

第19条 条例第28条第1項ただし書の規則に定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 先行する事業において建築物の建築を要し、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認を要する場合にあっては、その建築物のうち1以上の建築物について建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付の日から1年を経過した後に、近接している土地において事業を行うこと。
- (2) 先行する事業において建築物の建築を要し、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項に規定する確認を要しない場合又は当該事業において建築物の建築を要しない場合にあっては、先行する事業における新たな土地利用の開始から1年を経過した後に、近接している土地において事業を行うこと。
- (3) 当該2以上の事業が次に掲げる要件のいずれも満たさないこと。
 - ア 造成計画に関連があること。
 - イ 公共施設等の整備計画に関連があること。
 - ウ 土地利用目的に関連があること。
 - エ 近接している2以上の土地が従前から一の建築物の敷地であった等一体的利用がされていた土地であること。

(特定承継の承認)

第20条 条例第29条第2項の承認を受けようとする者は、書面により申請しなければならない。

(特定承継の届出)

第21条 条例第29条第3項の規定による届出は、承継後速やかに、行うものとする。

(開発事業廃止届)

第22条 条例第30条の規定による届出は、当該開発事業を廃止する理由及びその理由が発生した日を記載した書面により行わなければならない。

(道路)

第23条 条例第32条第3項本文の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 小区間であって、将来にわたり車両の通行量がほとんどないと予想される道路であること。
- (2) 地域における道路網の構成上、4メートルを超える幅員を設ける必要がないと認められる道路であること。

2 条例第32条第3項ただし書の規則で定める要件は、河川その他の公共施設、がけ地、池、鉄道、高架道路その他これらに類するものとして市長が認めるものがないこととする。

(公園)

第24条 条例第33条第4項の規則に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業、新住宅市街地開発法に基づく新住宅市街地開発事業、法第29条第1項の規定による許可を受けた事業等により、公園が既に適正に確保された土地において二次的な開発を行うものであり、かつ、当該事業の土地利用に関する計画が住宅に係るものである場合
- (2) 開発事業区域の全部又は一部の区域が、2,500平方メートル以上の面積（樹林の面積を除く。）を有し、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第1号から第3号までに規定する都市公園（法第4条第6項の都市計画施設、法第12条の5第2項第1号の地区施設又は都市公園法施行令第2条第1項第4号若しくは第2項に規定する都市公園のうち、これに類するものとして市長が特に認める施設を含む。）から250メートルの範囲内の区域（以下「公園誘致圏」という。）に含まれる場合（開発事業区域の一部の区域が公園誘致圏に含まれる場合にあつては、公園誘致圏に含まれない区域について、面積の合計がその面積の3パーセント以上の公園が設けられ、並びに条例第33条第2項及び第3項の基準を満たす場合に限る。）であつて、開発事業区域から当該公園の出入口に至る経路の全部が公園誘致圏に含まれるとき（その経路上に片側2車線以上であり、かつ、中央分離帯を有する道路がある場合を除く。）。

(3) 開発事業区域内にある建築基準法第59条の2第1項の規定による許可に

係る空地又は法第8条第1項第4号の特定街区に関する都市計画において定められた空地が、公園と同等の規模及び機能を有しており、引き続き空地としての管理がなされることが確実な開発事業である場合

(集会所)

第25条 条例第36条第1項の規則で定める集会所の規模は、次の表の左欄に掲げる計画人口の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上の床面積とする。

計画人口	面積
3,000人未満	0.11平方メートルに計画人口の数を乗じて得た面積
3,000人以上6,000人未満	0.10平方メートルに計画人口の数を乗じて得た面積
6,000人以上9,000人未満	0.09平方メートルに計画人口の数を乗じて得た面積
9,000人以上10,000人未満	0.08平方メートルに計画人口の数を乗じて得た面積
10,000人以上	0.07平方メートルに計画人口の数を乗じて得た面積

(敷地面積の最低限度に関する特例)

第26条 条例第40条ただし書の規則で定める場合は、予定される建築物の敷地が、法第12条の4第1項第1号の地区計画、建築基準法第69条の建築協定又は神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(昭和56年12月条例第35号)第9条第1項のまちづくり協定において、建築物の敷地面積の最低限度が定められた区域に含まれる場合とする。

(立入検査員証)

第27条 条例第44条第2項の身分を示す証明書は、様式第11号による立入検査員証とする。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(令和4年7月5日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年7月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の神戸市開発事業の方法及び基準に関する条例施行規則第19条の規定は、この規則の施行の日以後に神戸市開発事業の方法及び基準に関する条例(平成29年4月条例第1号)第6条第1項の規定による審査の申出をした開発事業について適用し、同日前に同項の規定による審査の申出をした開発事業については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

大規模開発事業計画申出書			
神戸市長 宛		年 月 日	
住所			
開発事業者			
氏名又は名称			
（電話番号）			
神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第5条第1項の規定により申し出ます。			
1	開発事業の種類		
2	開発事業の名称		
3	開発事業区域の位置		
4	開発事業区域の面積		
5	都市計画区域及び用途地域		
6	事業の目的		
7	予定建築物等の用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外	
8	計画人口及び戸数	人 戸	
9	住宅の供給計画（時期・戸数）	年 月 頃 戸 建 戸 集合住宅（ファミリータイプ） 戸 集合住宅（ワンルームタイプ） 戸	
10	開発事業区域の選定に係る事項	文化財が分布する地区	
		土砂災害のおそれのある地区	
		学校施設が著しく不足するおそれのある地区	
11	設計者	住所 氏名	
12	工事施行者	住所 氏名又は名称	
13	添付図書		
14	関係法令		
15	重要事項の整理先		
16	その他必要事項		17 担当者の氏名及び連絡先
18	所見		
欄	受付処理		

- 注
- 1 正本1部、副本1部を_____課へ提出してください。
 - 2 開発事業者以外の者が提出する場合は、開発事業者からの委任状が必要です。
 - 3 1の欄から13の欄までの欄と16の欄及び17の欄について記入してください。
 - 4 次の図書を添えて提出してください。
①開発事業計画書、②開発事業区域位置図、③公図、④現況平面図、⑤開発事業計画平面図、⑥河川流域図、⑦排水計画平面図、⑧現況写真、⑨その他市長が必要と認める図書
縮尺は、施行面積に応じて多少変更しても差し支えありません。特に、開発事業区域位置図については、分かりやすく作成してください。

様式第2号（第6条関係）

開 発 事 業 審 査 申 出 書			
神戸市長 宛		年 月 日	
住 所			
開発事業者			
氏名又は名称			
（電話番号）			
神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第6条第1項の規定により申し出ます。			
1	開発事業の種類		
2	開発事業の名称		
3	開発事業区域の位置		
4	開発事業区域の面積		
5	都市計画区域及び用途地域		
6	事業の目的		
7	予定建築物等の用途	<input type="checkbox"/> 住宅	
		<input type="checkbox"/> 住宅以外	
8	計画人口及び戸数	人 戸	
9	住宅の供給計画（時期・戸数）	年 月 頃 戸 建 戸	
		集合住宅（ファミリータイプ） 戸	
		集合住宅（ワンルームタイプ） 戸	
10	開発事業区域の選定に係る事項	文化財が分布する地区	
		土砂災害のおそれのある地区	
		学校施設が著しく不足するおそれのある地区	
11	設計者	住所 氏名	
12	工事施行者	住所 氏名又は名称	
13	添付図書		
14	関係法令		
15	協議確認先		
16	その他必要事項		17 担当者の氏名及び連絡先
18	所見		
		受付年月日印	

欄
受
付
処
理

- 注 1 正本1部、副本1部を_____課へ提出してください。
- 2 開発事業者以外の者が提出する場合は、開発事業者からの委任状が必要です。
- 3 1の欄から13の欄までの欄と16の欄及び17の欄について記入してください。
- 4 次の図書を添えて提出してください。
- ①開発事業計画書、②開発事業区域位置図、③公図、④求積図、⑤現況平面図、⑥土地利用計画図、⑦造成計画平面図、⑧造成計画縦横断面図、⑨切土・盛土求積図、⑩排水計画平面図、⑪河川流域図、⑫現況写真、⑬その他市長が必要と認める図書
- 縮尺は、施行面積に応じて多少変更しても差し支えありません。特に開発事業区域位置図については、分かりやすく作成してください。

様式第3号（第7条関係）

集合住宅建設事業審査申出書										
神戸市長 宛			年 月 日							
住所										
開発事業者										
氏名又は名称										
（電話番号）										
神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第6条第2項の規定により申し出ます。										
1	開発事業の名称									
2	開発事業区域の位置									
3	開発事業区域の面積									
4	都市計画区域及び用途地域		高度地区		建ぺい率		容積率		防火地域等	
	その他									
5	事業の目的									
6	計画戸数・人口	棟	階	戸	人	7 予定建築物の用途				
8	住宅の供給計画（時期・戸数）	年 月 頃 集合住宅（ファミリータイプ） 戸 集合住宅（ワンルームタイプ） 戸								
9	建物概要	敷地面積		建築面積		延面積		その他		
10	開発事業区域の選定に係る事項	文化財が分布する地区								
		土砂災害のおそれのある地区								
		学校施設が著しく不足するおそれのある地区								
11	設計者	住所 氏名			12 工事施行者	住所 氏名又は名称				
13	添付図書									
14	協議確認先									
15	その他必要事項				16 担当者の氏名及び連絡先					
17	受付処理欄	所見						受付年月日印		

- 注
- 1 正本1部、副本1部を_____課へ提出してください。
 - 2 開発事業者以外の者が提出する場合は、開発事業者からの委任状が必要です。
 - 3 1の欄から13の欄までの欄と15の欄及び16の欄について記入してください。
 - 4 次の図書を添えて提出してください。
①開発事業区域位置図、②土地利用計画図、③配置図、④平面図、⑤立面図、
⑥排水計画平面図、⑦その他市長が必要と認める図書
縮尺は、施行面積に応じて多少変更しても差し支えありません。特に開発事業区域位置図については、分かりやすく作成してください。

様式第4号（第9条関係）

開発事業計画のお知らせ					
開発事業区域の地名地番		神戸市 区		土地利用計画図	
開発事業の概要	用途・目的				
	開発事業区域面積	平方メートル	計画戸数	戸	
	建築面積	平方メートル	階数	地上・地下階	
	工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日	
開発事業者	住所				
	氏名又は名称				
設計者	住所				
	氏名				
工事施行者	住所				
	氏名又は名称				
問い合わせ先	住所				
	氏名				
標識設置日	年 月 日				
開発事業承認日	年 月 日 第 号				
開発事業変更承認日	年 月 日 第 号				
開発許可日	年 月 日 第 号				
開発変更許可日	年 月 日 第 号				
<p>・この標識は、神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第8条第1項の規定により設置したものです。</p> <p>・都市計画法第46条に規定する開発登録簿（調書及び土地利用計画図）は、開発許可の日から閲覧可能です。</p>					

備考 規格は、縦90センチメートル以上、横160センチメートル以上とする。

様式第5号（第9条関係）

開発事業計画のお知らせ	
開発事業の名称(予定)	
開発事業者	
開発事業区域の位置	神戸市 区 町 (代表となる)地番 他
開発事業区域の面積	平方メ ートル
計画戸数・人口	棟 階 戸 人
予定建築物等の用途	
事業施行予定期間	
連絡先(担当者名等)	(電話番号)
標識の設置年月日	
承認年月日	
<p>この標識は、神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第8条第1項の規定により設置したものです。</p>	

様式第6号（第9条関係）

建築計画のお知らせ		
建築物の敷地の所在及び地番	神戸市 区	
計画建築物	用途	
	住宅の戸数	戸（ファミリー 戸・ワンルーム 戸）
	工事の種別	
	構造	
	高さ	m
	階数	地上 階 地下 階
	敷地面積	m ²
延べ面積	m ² （うち容積対象 m ² ）	
工事着手予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
標識設置日	年 月 日	
建築主	住所	
	氏名	
設計者	事務所名	
	氏名	
	所在地	
施工者	営業所名	
	氏名	
	所在地	
連絡先	名称	
	担当者	
	電話番号	
<p>この標識は、神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例第8条第1項の規定により設置したものです。 （開発承認日 年 月 日）</p> <p>この標識において、「ファミリー」とは住戸専用面積が30平方メートル以上の住戸を、「ワンルーム」とは住戸専用面積が30平方メートル未満の住戸をいいます。</p>		

- 備考 1 標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とすること。
 2 建築主等が法人の場合は、名称及び代表者名を記入すること。

様式第7号（第10条関係）

住民説明報告書			
神戸市長 宛		報告日 年 月 日	
		開発事業者 住所 氏名又は名称	
神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第9条第3項の規定により、住民説明 に関して報告します。			
1 開発事業計画について			
開発事業の種類			
開発事業区域の位置			
開発事業区域の面積			
開発事業審査申出書	年 月 日 第 号		
2 実施日時			
実施日時			
場所			
主たる説明者			
3 説明の状況			
(1) 説明の資料			
項目	内容	住民からの意見	住民の意見に対する開 発事業者の見解
(2) 説明の概要			
① 開発事業の計画に関する事項			
項目	内容	住民からの意見	住民の意見に対する開 発事業者の見解
② 開発事業工事に伴う影響に関する事項			
項目	内容	住民からの意見	住民の意見に対する開 発事業者の見解
③ その他			
項目	内容	住民からの意見	住民の意見に対する開 発事業者の見解
4 問い合わせ先			
住所			
氏名			
担当者			
5 備考			
(1) 説明を行った住民等の範囲を地図上に表示し添 付してください。			受付年月日
(2) 説明時に使用した図書があれば添付してくださ い。			

(第1面)

様式第8号(第11条関係)

開発事業協議依頼書			
宛		年 月 日	
住所		住所	
開発事業者 氏名又は名称		氏名又は名称	
(電話番号		(電話番号)	
〔神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例 第12条第1項 都市計画法 第32条〕の規定により、 協議を依頼します。			
1 事業の名称			
2 公共施設等の種類			
3 開発事業区域の位置			
4 面積	平方メートル	地域 地区	市街化区域 [用途地域= 市街化調整区域]
5 開発事業工事期間(予定)	年 月 ~ 年 月		
6 予定建築物等			<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外
7 計画人口及び戸数	人 戸		
8 住宅の供給計画(時期・戸数)	年 月頃 戸建 戸 集合住宅(ファミリータイプ) 戸 集合住宅(ワンルームタイプ) 戸		
9 設計者	住所 氏名 電話番号		
10 工事施行者	住所 氏名又は 名称 電話番号		
11 担当者の氏名及び連絡先			
添付図書			
1 新たに設置される公共施設等に関する図書			
2 従前の公共施設に関する図書(※第2面の2に該当する場合のみ)			
3 開発事業区域位置図			
4 現況平面図			
5 造成計画平面図			
6 土地利用計画図			
7 住民説明報告書(写)			
(注) その他協議する内容に応じて必要な図面を添付してください。			

(第2面)

都市計画法第32条の規定による協議の対象となる公共施設に関する事項

1 新たに設置される公共施設

種類	番号	概要 (幅員, 延長, 面積等)	管理者	用地の 帰 属	用地の帰 属に伴う 費用負担	備考

2 従前の公共施設

種類	番号	概要 (幅員, 延長, 面積等)	管理者	用地の 帰 属	用地の帰 属に伴う 費用負担	備考

(注)

一の公共施設の用地が2つ以上の者に帰属することとなる場合は, その旨を記載し, その帰属の状態を図面に明示してください。

(第3面)

神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例第12条の対象となる公共施設等に関する事項

1 新たに設置される公共施設等

種類	番号	概要 (幅員, 延長, 面積等)	管理者	用地の 帰 属	用地の帰 属に伴う 費用負担	備考

様式第9号（第12条関係）

開 発 事 業 承 認 申 請 書			
神戸市長 宛		年 月 日	
住所 開発事業者 氏名又は名称 (電話番号)			
神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第13条第2項の規定により申請します。			
1	開発事業の種類		
2	開発事業の名称		
3	開発事業区域の位置		
4	開発事業区域の面積		
5	開発事業審査申出書又は 集合住宅建設事業審査申 出書の受付番号		
6	都市計画区域 及び用途地域		
7	事業の目的		
8	予定建築物等の用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外	
9	計画人口及び戸数	人 戸	
10	住宅の供給計画（時 期・戸数）	年 月 頃 戸 建 戸 集合住宅（ファミリータイプ） 戸 集合住宅（ワンルームタイプ） 戸	
11	設計者	住所 氏名	
12	工事施行者	住所 氏名又は名称	
13	添付図書		
14	その他必要事項	15 担当者の氏名及び連絡 先	
16 受付 処理 欄			受付年月日印
	注 1 正本1部、副本1部を 課へ提出してください。 2 開発事業者以外の者が提出する場合は、開発事業者からの委任状が必要です。 3 次の図書を添えて提出してください。 ①開発事業区域位置図、②土地利用計画図、③開発事業協議依頼書、④公共施設等管理者等協議通知書（承認基準の確認）、⑤その他市長が必要と認める図書 縮尺は、施行面積に応じて多少変更しても差し支えありません。特に、開発事業区域位置図については、分かりやすく作成してください。		

様式第 10 号 (第 14 条関係)

開 発 事 業 変 更 承 認 申 請 書			
神戸市長 宛		年 月 日	
住 所			
開発事業者			
氏名又は名称			
(電 話 番 号)			
神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第14条第2項の規定により申請します。			
1	開発事業の種類		
2	開発事業の名称		
3	開発事業区域の位置		
4	開発事業区域の面積		
5	開発事業審査申出書の 受付番号		
6	都市計画区域 及び用途地域		
7	事業の目的		
8	予定建築物等の用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外	
9	計画人口及び戸数	人 戸	
10	住宅の供給計画 (時 期・戸数)	年 月 頃 戸 建 戸 集合住宅 (ファミリータイプ) 戸 集合住宅 (ワンルームタイプ) 戸	
11	設計者	住所 氏名	
12	工事施行者	住所 氏名又は名称	
13	添付図書		
14	その他必要事項	15 担当者の氏名及び連絡 先	
16 受付 処理 欄			受付年月日印
注	1 正本 1 部, 副本 1 部を _____ 課へ提出してください。 2 開発事業者以外の者が提出する場合は, 開発事業者からの委任状が必要です。 3 次の図書を添えて提出してください。 ①開発事業区域位置図, ②土地利用計画図, ③開発事業協議依頼書, ④公共施設等管理者等 協議通知書 (承認基準の確認), ⑤その他市長が必要と認める図書 縮尺は, 施行面積に応じて多少変更しても差し支えありません。特に, 開発事業区域位置図 については, 分かりやすく作成してください。		

様式第11号（第27条関係）

（表面）

					第	号
					立入検査員証	
所 職 氏	属 名 名					
生	年	月	日	年	月	日
上記の者は、神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例 第44条第1項の規定に基づく立入検査の権限を有するもので あることを証明する。						
				年	月	日発行（
					年	月
						日まで有効）
					神戸市長 印	

（裏面）

神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例 抜粋

（立入検査等）

第44条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、開発事業者又は当該開発事業に関する工事の請負人に対し、当該開発事業に係る工事の状況等について必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に当該開発事業区域に立ち入らせ、当該工事の状況等を検査させることができる。

2, 3 略

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第11条関係）

様式第9号（第12条関係）

様式第10号（第14条関係）

様式第11号（第27条関係）